

山形市中小企業融資制度あっせん要綱（内規）

山形市中小企業融資制度の実施については、山形市中小企業融資制度あっせん要綱（以下「要綱」という）に定めるもののほか、このあっせん要綱（内規）による。

第 1 節 産業振興資金

1 融資あっせん対象者

- （１）「市内で事業を行っているもの」とは、市内に法人又は個人の住所及び主たる事業所を有しているものとする。なお、個人の場合は、事業経歴書を提出して確認する場合がある。
「主たる事業所」とは、中小企業者であって、全従業員の 7 割以上を占める工場、店舗及び事務所等をいう。
- （２）不動産事業を行うための資金は融資対象外とする。
- （３）山形県信用保証協会の保証の対象となる業種を営んでいること。
- （４）納期の到来している市税等を完納していること。

2 融資条件

（１）運転資金

申請金額 1, 0 0 0 千円から 3 0, 0 0 0 千円までを対象とする。

（２）設備資金

①申請金額 1, 0 0 0 千円から 8 0, 0 0 0 千円までを対象とする。

②土地・建物取得資金について

- ・事業計画等について事前協議を必須とする。なお、土地取得資金については建物等が伴う場合のみを対象とする。
- ・土地取得の時期、建物工事着工・完成の時期等のスケジュールを提出すること。
- ・次の書類をスケジュールに基づき提出することとする。
※ロとはは、建物を新築・増築・減築する場合に提出すること。

イ 売買契約書の写し

（契約未締結の場合は「契約書のひな形」を提出し、締結後速やかに押印した契約書の写しを提出すること）

ロ 建物建築請負契約書の写し

ハ 建築基準法に基づく検査済証の写し

③車両購入資金について

- ・車両購入資金については商用車や特殊車輛（重機等）など事業の用に直接供する車輛を融資対象とする。

④設備の設置場所について

- ・市内に設置する設備を対象とし、事業計画書内に設置する場所（住所）を記載すること。

（３）既往の借入金の借り換えを目的とする場合は、対象外とする。

(4) 融資限度額は、資金使途別の残高通算で計算する。

3 申請時に提出すべき書類について

(1) 申請書の記入に係る注意点

1 主たる業種

日本標準産業分類による中分類にあたる業種を記入する。

2 資本金及び従業員数

従業員数については、企業全体の従業員数（本支店等の合計）及び、その内、市内にある事業所の従業員数を記入する。

(2) 提出すべき書類

1 事業計画書（様式第5号）

資金を必要とする理由、目的、内容、効果等について記載すること。

また、内容欄に工事着工や設備導入等の事業スケジュール及び資金計画も記載すること。

2 登記事項証明書

1年以内交付のもの。原則として、原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

3 最近2か年間の財務諸表及び最近時試算表

無い場合は、それに代わる資料を作成すること。

4 申請者及び保証人の前年度の市町村民税納税証明書

原則として、原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

5 月次資金繰り計画表

運転資金を利用する場合のみ提出すること。借入希望月の前1ヶ月、後2カ月分を含めて記載する。書式は問わない。

6 資金償還計画書

県融資制度「商工業振興資金」の資金償還計画書と同じ内容で記載すること。

7 山形市中小企業融資制度利用状況（様式第6号）

過去に山形市中小企業融資制度を利用し、申請時点で融資残高が残っている場合は、申請時点の残高状況を記載する。利用が無い場合や申請時点で融資残高が無い場合でも、「利用無し」等記載し、提出すること。

8 見積書及び図面

設備に係る見積書及びその設計図面を提出すること。ただし不動産の場合は、見積書を宅建法に定める重要事項説明書に代えることができる。

9 山形県信用保証協会信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び申込人概要の写し

山形県信用保証協会に提出する、「信用保証委託申込書」、「信用保証依頼書」及び「申込人（企業）概要」の写しを提出すること。

4 その他

- (1) 他の制度融資との併用については、認めることとする。
- (2) 医療業を営む中小企業者については、独立行政法人福祉医療機構による貸付制度の優先利用を前提とし、同制度で対応しても資金の不足が生じる場合に限り対象とする。
- (3) 保証協会と事前に協議を行い、内諾を得てから当該資金の申請を行うこと。
- (4) 基本的に、既に事業に着手（契約の締結等）している場合は対象外とする。
ただし、本申請の前にやむを得ず事業着手の必要がある場合については、ある程度事業計画が固まった時点で、事業着手の前に事前協議を行っていただければ対象とする。
- (5) 一件の申請に対して複数の金融機関で協調融資することは可能とする。
ただし、その場合でも申請書は一つであり、取扱金融機関の欄に金融機関名とそれぞれの金融機関で対応する金額を記載すること。
なお、金融機関より融資実行後に提出する「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」については、各金融機関からそれぞれ提出することとする。
- (6) 認定書の有効期限は、認定日から1か月以内とする。ただし、3月以降の認定は3月31日を有効期限とする（年度内に融資実行すること）。何らかの事情により、有効期限内に融資実行できない場合は、早急に連絡・相談すること。
- (7) 金融機関は、融資実行後速やかに「山形市中小融資制度利用明細表（様式第2号）」により報告すること。
- (8) 融資実行後、申請企業に対し事業実施の効果や要望等を把握するための事後調査を実施する場合がある。
- (9) 融資実行後、市外への転出又は事業計画との相違等が判明した場合は、遡って認定を取り消し、金融機関より元金及び保証料を全額返還してもらう場合がある。
- (10) 当初の条件に変更があった場合は、理由を添えて、速やかに変更した内容の「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」を提出すること。
また、要綱第8条第1項及び第2項に規定する繰上償還等、早期に返済を受けた場合は、「繰上償還等報告書（様式第4号）」を提出すること。

第2節 経営支援資金

1 融資あっせん対象者

- (1) 「市内で事業を行っているもの」とは、市内に法人又は個人の住所及び主たる事業所を有しているものとする。なお、個人の場合は、事業経歴書を提出して確認する場合がある。
「主たる事業所」とは、中小企業者であって、全従業員の7割以上を占める工場、店舗及び事務所等をいう。
- (2) 山形県信用保証協会の保証の対象となる業種を営んでいること。
- (3) 納期の到来している市税等を完納していること。

2 融資条件

- (1) 運転資金のみとする。
 - ①申請金額1,000千円から40,000千円までを対象とする。

- ②山形県信用保証協会より借換保証制度の適用を認められた場合は、借り換え資金にも利用できるものとする。
- (2) 融資限度額は、資金使途別の残高通算で計算する。

3 申請時に提出すべき書類について

(1) 申請書の記入に係る注意点

1 主たる業種

日本標準産業分類による中分類にあたる業種を記入する。

2 資本金及び従業員数

従業員数については、企業全体の従業員数（本支店等の合計）及び、その内、市内にある事業所の従業員数を記入する。

(2) 提出すべき書類

1 事業計画書（様式第5号）

資金を必要とする理由、業況、目的や内容、効果等について記載すること。

2 登記事項証明書

1年以内交付のもの。原則として、原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

3 申請者及び保証人の前年度の市町村民税納税証明書

原則として、原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

4 月次資金繰り計画表

借入希望月の前1ヶ月、後2カ月分を含めて記載する。書式は問わない。

5 資金償還計画書

県融資制度「商工業振興資金」の資金償還計画書と同じ内容で記載すること。

6 山形市中小企業融資制度利用状況（様式第6号）

過去に山形市中小企業融資制度を利用し、申請時点で融資残高が残っている場合は、申請時点の残高状況を記載する。利用が無い場合や申請時点で融資残高が無い場合でも、「利用無し」等記載し、提出すること。

7 売上高等の計算書（様式第7号）

直近3か月間の試算表※並びにそれに対応する前年同期の試算表を添付すること。

※ただし、直近の試算表が未集計等の場合、最大6か月前から起算して3か月まで遡れることとする。また、試算表を作成してない場合及び完成していない場合は売上台帳等、売上等を証明できる書類で代用可能とする。なお、代用する場合には、その書類に「原本と相違ない旨の記載」、「名称及び代表者氏名の記載」、「代表者印の押印」すること。

8 山形県信用保証協会信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び申込人概要の写し

山形県信用保証協会の保証制度を利用する場合は必要。

山形県信用保証協会に提出する、「信用保証委託申込書」、「信用保証依頼書」及び「申込人（企業）概要」の写しを提出すること。

9 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定書の写し

セーフティネット保証制度（5号のみ）を利用する場合は必要。

融資あっせんとして中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を同時に申し込まれた場合は、省略できるものとする。

10 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号の認定書の写し

東日本大震災復興緊急保証制度を利用する場合は必要。

融資あっせんとして東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号の認定を同時に申し込まれた場合は、省略できるものとする。

4 その他

- (1) 他の制度資金との併用については、認めることとする。
- (2) 保証協会の保証を受ける場合は、事前に協議を行い、内諾を得てから当該資金の申請を行うこと。
- (3) 一件の申請に対して複数の金融機関で協調融資することは可能とする。
ただし、その場合でも申請書は一つであり、取扱金融機関の欄に金融機関名とそれぞれの金融機関で対応する金額を記載すること。
なお、金融機関より融資実行後に提出する「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」については、各金融機関からそれぞれ提出することとする。
- (4) 認定書の有効期限は、認定日から1か月以内とする。ただし、3月以降の認定は3月31日を有効期限とする（年度内に融資実行すること）。何らかの事情により、有効期限内に融資実行できない場合は、早急に連絡・相談すること。
- (5) 金融機関は、融資実行後速やかに「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」により報告すること。
- (6) 融資実行後、申請企業に対し事業実施の効果や要望等を把握するための事後調査を実施する場合がある。
- (7) 融資実行後、市外への転出又は事業計画との相違等が判明した場合は、遡って認定を取り消し、金融機関より元金及び保証料を全額返還してもらう場合がある。
- (8) 当初の条件に変更があった場合は、理由を添えて、速やかに変更した内容の「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」を提出すること。
また、要綱第8条第1項及び第2項に規定する繰上償還等、早期に返済を受けた場合は、「繰上償還等報告書（様式第4号）」を提出すること。

第3節 中心市街地活性化支援資金

1 融資あっせん対象者

- (1) 「商店会への加入、商店会が行う地域振興に関する事業への協力等により、相互に活力ある地域社会及び地域経済の実現に努めることに同意しているもの」とは、あっせん認定に係る同意書（様式第8号）により、融資対象となる案件の所在地の商店会の

代表者より確認をうけたものとする。ただし、当該所在地に属する商店会が存在しない場合は、あっせん認定に係る同意書（様式第8号）の確認欄への記載は必要ないものとする。

- (2) 「山形市中心市街地活性化基本計画で定める区域内」とは、山形市中心市街地活性化基本計画で定める区域の他、山形市中心市街地活性化基本計画で定める区域の境界とされる道路に面する区域も含むものとする。
- (3) 不動産事業を行うための資金は融資対象外とする。ただし既存の建物等の内装工事（リフォーム等）を行なうための資金（土地・建物の購入がない場合）については、融資対象とする。
- (4) 道路拡幅等公共事業による補償を伴う場合は融資対象外とする。
- (5) 山形県信用保証協会の保証の対象となる業種を営んでいること。
- (6) 納期の到来している市税等を完納していること。

2 融資条件

- (1) 設備資金のみとする。

- ①申請金額1,000千円から40,000千円までを対象とする。

- ②土地・建物取得資金について

- ・事業計画等について事前協議を必須とする。なお、土地取得資金については建物等が伴う場合のみを対象とする。
 - ・土地取得の時期、建物工事着工・完成の時期等のスケジュールを提出すること。
 - ・次の書類をスケジュールに基づき提出することとする。

- ※ロとハは、建物を新築・増築・減築する場合に提出すること。

- イ 売買契約書の写し

- （契約未締結の場合は「契約書のひな形」を提出し、締結後速やかに押印した契約書の写しを提出すること）

- ロ 建物建築請負契約書の写し

- ハ 建築基準法に基づく検査済証の写し

- ③車両購入資金について

- ・車両購入資金については商用車や特殊車輛（重機等）を融資対象とし、普通車（3・5ナンバー）は融資対象外とする。

- ④設備の設置場所について

- 市内に設置する設備を対象とし、事業計画書内に設置する場所（住所）を記載すること。

- (2) 既往の借入金の借り換えを目的とする場合は、対象外とする。

- (3) 融資限度額は、資金使途別の残高通算で計算する。

3 申請時に提出すべき書類について

- (1) 申請書の記入に係る注意点

1 主たる業種

日本標準産業分類による中分類にあたる業種を記入する。

2 資本金及び従業員数

従業員数については、企業全体の従業員数（本支店等の合計）を記入する。

(2) 提出すべき書類

1 事業計画書（様式第5号）

資金を必要とする理由、目的、内容、効果等について記載すること。

また、内容欄に工事着工や設備導入等の事業スケジュール及び資金計画も記載すること。

2 登記事項証明書

1年以内交付のもの。原則として原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

3 最近2か年間の財務諸表及び最近時残高試算表

無い場合は、それに代わる資料を作成すること。

4 申請者及び連帯保証人の前年度の市町村民税納税証明書

原則として、原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

5 資金償還計画書

県融資制度「商工業振興資金」の資金償還計画書と同じ内容で記載すること。

6 山形市中小企業融資制度利用状況（様式第6号）

過去に山形市中小企業融資制度を利用し、申請時点で融資残高が残っている場合は、申請時点の残高状況を記載する。利用が無い場合や申請時点で融資残高が無い場合でも、「利用無し」等記載し、提出すること。

7 あっせん認定に係る同意書（様式第8号）

融資対象となる案件の所在地に属する商店会が存在しない場合は、同意書の確認欄への記載は必要ないものとする。

8 見積書及び図面

設備に係る見積書及びその設計図面を提出すること。ただし不動産の場合は、見積書を宅建法に定める重要事項説明書に代えることができる。

9 山形県信用保証協会信用保証委託申込書及び信用保証依頼書及び申込人概要の写し

山形県信用保証協会に提出する、「信用保証委託申込書」、「信用保証依頼書」及び「申込人（企業）概要」の写しを提出すること。

4 その他

(1) 他の制度資金との併用については、認めることとする。

(2) 医療業を営む中小企業者については、独立行政法人福祉医療機構による貸付制度の優先利用を前提とし、同制度で対応しても資金の不足が生じる場合に限り対象とする。

(3) 保証協会と事前に協議を行い、内諾を得てから当該資金の申請を行うこと。

(4) 基本的に、既に事業に着手（契約の締結等）している場合は対象外とする。

ただし、本申請の前にやむを得ず事業着手の必要がある場合については、ある程度事

業計画が固まった時点で、事業着手の前に事前協議を行っていれば対象とする。

- (5) 一件の申請に対して複数の金融機関で協調融資することは可能とする。

ただし、その場合でも申請書は一つであり、取扱金融機関の欄に金融機関名とそれぞれの金融機関で対応する金額を記載すること。

なお、金融機関より融資実行後に提出する「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」については、各金融機関からそれぞれ提出することとする。

- (6) 認定書の有効期限は、認定日から1か月以内とする。ただし、3月以降の認定は3月31日を有効期限とする（年度内に融資実行すること）。何らかの事情により、有効期限内に融資実行できない場合は、早急に連絡・相談すること。

- (7) 金融機関は、融資実行後速やかに「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」により報告すること。

- (8) 融資実行後、申請企業に対し事業実施の効果や要望等を把握するための事後調査を実施する場合がある。

- (9) 融資実行後、市外への転出又は事業計画との相違等が判明した場合は、遡って認定を取り消し、金融機関より元金及び保証料を全額返還してもらう場合がある。

- (10) 当初の条件に変更があった場合は、理由を添えて、速やかに変更した内容の「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」を提出すること。

また、要綱第8条第1項及び第2項に規定する繰上償還等、早期に返済を受けた場合は、「繰上償還等報告書（様式第4号）」を提出すること。

第4節 特定創業支援資金

1 融資あっせん対象者

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）における市区町村の創業支援事業計画による特定創業支援事業の支援を受け市区町村長の証明を受けたもので、以下のいずれかの要件に該当するもの。

①事業を営んでいない個人で、市内で6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画のあるもの。

②事業を営んでいない個人が市内で事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

③事業を営んでいない個人により市内に設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。

- (2) 山形県信用保証協会の保証の対象となる業種を営んでいること。

- (3) 納期の到来している市税等を完納していること。

2 融資条件

- (1) 運転資金及び設備資金

①申請金額1,000千円から20,000千円までを対象とする。

②土地・建物取得資金について

・事業計画等について事前協議を必須とする。なお、土地取得資金については建物等が伴う場合のみを対象とする。

- ・土地取得の時期、建物工事着工・完成の時期等のスケジュールを提出すること。
- ・次の書類をスケジュールに基づき提出することとする。

※ロとハは、建物を新築・増築・減築する場合に提出すること。

イ 売買契約書の写し

(契約未締結の場合は「契約書のひな形」を提出し、締結後速やかに 押印した契約書の写しを提出すること)

ロ 建物建築請負契約書の写し

ハ 建築基準法に基づく検査済証の写し

③設備の設置場所について

- ・市内に設置する設備を対象とし、事業計画書内に設置する場所（住所）を記載すること。
- (2) 既往の借入金の借り換えを目的とする場合は、対象外とする。
- (3) 融資限度額は、資金使途別の残高通算で計算する。

3 申請時に提出すべき書類について

(1) 申請書の記入に係る注意点

1 主たる業種

日本標準産業分類による中分類にあたる業種を記入

2 資本金及び従業員数

資本金については法人の場合のみ記入する。

(2) 提出すべき書類

1 創業・再挑戦計画書の写し

山形県信用保証協会（創業・創業等・再挑戦保証制度）に提出する「創業・再挑戦計画書」の写しを提出すること。

2 最近2か月間の財務諸表（試算表）

無い場合は、それに代わる資料を作成すること。ただし、創業前の場合は提出不要。

3 申請者及び連帯保証人の前年度の市町村民税納税証明書

原則として原本とする。ただし、原本とその写しの両方を持参した場合は、原本と写しを確認した上で、原本は返還する。

4 月次資金繰り計画表

運転資金を利用する場合のみ提出すること。書式は問わない。

5 資金償還計画書

県融資制度「商工業振興資金」の資金償還計画書と同じ内容で記載すること。

6 山形市中小企業融資制度利用状況（様式第6号）

過去に山形市中小企業融資制度を利用し、申請時点で融資残高が残っている場合は、申請時点の残高状況を記載する。利用が無い場合や申請時点で融資残高が無い場合でも、「利用無し」等記載し、提出すること。

7 特定創業支援事業により支援を受けたことについて市区町村長が発行する証明書の写し

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）における市区町村が実施する創業支援事業計画による特定創業支援事業の支援を受けたことを証明する市区町村長が発行した証明書の写し提出すること。

8 見積書及び図面

設備に係る見積書及びその設計図面を提出すること。ただし不動産の場合は、見積書を宅建法に定める重要事項説明書に代えることができる。

9 山形県信用保証協会信用保証委託申込書及び信用保証依頼書及び申込人概要の写し

山形県信用保証協会に提出する、「信用保証委託申込書」、「信用保証依頼書」、「申込人（企業）概要」、の写しを提出すること。

4 その他

- (1) 他の制度融資との併用については、認めることとする。
- (2) 医療業を営む中小企業者については、独立行政法人福祉医療機構による貸付制度の優先利用を前提とし、同制度で対応しても資金の不足が生じる場合に限り対象とする。
- (3) 保証協会と事前に協議を行い、内諾を得てから当該資金の申請を行うこと。
- (4) 基本的に、既に事業に着手（契約の締結等）している場合は対象外とする。
ただし、本申請の前にやむを得ず事業着手の必要がある場合については、ある程度事業計画が固まった時点で、事業着手の前に事前協議を行っていれば対象とする。
- (5) 一件の申請に対して複数の金融機関で協調融資することは可能とする。
ただし、その場合でも申請書は一つであり、取扱金融機関の欄に金融機関名とそれぞれの金融機関で対応する金額を記載すること。
なお、金融機関より融資実行後に提出する「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」については、各金融機関からそれぞれ提出することとする。
- (6) 認定書の有効期限は、認定日から1か月以内とする。ただし、3月以降の認定は3月31日を有効期限とする（年度内に融資実行すること）。何らかの事情により、有効期限内に融資実行できない場合は、早急に連絡・相談すること。
- (7) 金融機関は、融資実行後速やかに「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」により報告すること。
- (8) 融資実行後、申請企業に対し事業実施の効果や要望等を把握するための事後調査を実施する場合がある。
- (9) 融資実行後、市外への転出又は事業計画との相違等が判明した場合は、遡って認定を取り消し、金融機関より元金及び保証料を全額返還してもらう場合がある。
- (10) 当初の条件に変更があった場合は、理由を添えて、速やかに変更した内容の「山形市中小企業融資制度利用明細表（様式第2号）」を提出すること。
また、要綱第8条第1項及び第2項に規定する繰上償還等、早期に返済を受けた場合は、「繰上償還等報告書（様式第4号）」を提出すること。